

名古屋市交通局管理規程第 8 号

産業医及び衛生管理医師就業規程（令和 5 年名古屋市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

第 8 条第 2 項中「名古屋市旅費条例（昭和 2 5 年名古屋市条例第 3 2 号）」を「名古屋市旅費条例（令和 7 年名古屋市条例第      号）」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。